

平成14年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成14年6月21日
午前 9時45分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	上埜幸弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野崎一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 都市基盤整備特別委員長報告について

日程 5. 市町村合併調査研究特別委員長報告について

日程 6. 水道決算審査特別委員長報告について

日程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 議案第30号 (仮称) 斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結について

追加日程 2. 推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について

追加日程 3. 発議第2号 有事法制の立法化に反対する意見書について

追加日程 4. 発議第3号 健保本人3割負担及び高齢者患者負担引き上げに反対する意見書について

追加日程 5. 発議第4号 道路整備に係る長期計画の策定とその財源確保に関する意見書について

追加日程 6. 発議第5号 住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める決議について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9時45分 開議)

○議長（小野隆雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。それでは、順序に従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、中川委員長。

○建設水道常任委員長（中川靖広君） それでは、建設水道常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月11日と14日の両日に委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

初めに、本会議から付託されました議案第29号 斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、説明を求めたところ、工事場所は服部1丁目地内服部交差部付近で、斑鳩町公共下水道事業第13処理区No.13流域下水道への接続工事で、去る5月27日、12社による指名競争入札を執行した結果、契約金額5,701万5,000円で、契約の相手方は宮崎建設株式会社、工期は6月24日から11月1日までの131日間、以上を内容とした工事請負契約の締結について議会の議決を求めるといものであります。

委員より質疑をお受けしたところ、工事の業者選定にかかわって、町内業者については、ランクづけされており、設計金額に応じて指名されるが、町外業者についてはどのような基準で選定しているのかとの質問がありました。理事者側より、指名選定を行うときは、客観的要素、主観的要素、特別評定事項の内容、また経営事項審査結果の評点を加味した上で、これらを総合して指名選定を行うとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、報告第9号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）については、説明を受け、当委員会として了承いたしました。

次に、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理

事者側より説明を求めたところ、担当課長より、まず流域下水道の現在の状況について、竜田川幹線の全体平面図により説明を受けました。また、5月末日時点における進捗については、竜田川幹線管渠第2号の2の工事、西安堵から割烹松岡までは、延長240メートルを施工し、約8%の進捗率である。竜田川幹線管渠第3号の2の工事、稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡までの2次覆工は、延長160メートル施工し、約12%の進捗率である。中継ポンプ場築造工事については、約57%の進捗率となっている。

次に、公共下水道の進捗状況については、繰越明許費となった割烹松岡前の流域下水道への接続の公共8号は、進捗率約30%で、福德自動車前の流域下水道への接続の公共9号は、進捗率約15%であるとの報告を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、供用開始の時期が確定できないことがある中で、認可区域内のところは合併浄化槽の補助が受けられないというのは、余りにも画一的なやり方であると思う。今後区域を広げられるときは、住民にとって不利益とならないよう考慮してもらいたいとの意見がありました。

また、その他のところでも、委員より、今の補助制度について考えられる余地はないのかと同様の質問があり、理事者側より、認可区域の中での補助制度は国の制度として位置づけされており、できないことになっているが、長く待っていただくことに対して不公平さも出てくることから、研究をさせていただきたいとの答弁がされております。

また、下水道の加入負担金等に関することについては、委員より、合併による広域化の動きのことも考える必要があるのではないかと。もし合併するときには、すり合わせがしやすいような料金設定、広域7町の進みぐあい、考え方もある程度加味していかなければならないと思うが、町の考え方はどうかと見解を求められ、担当部長より、現在広域7町ではなく生駒郡内で協議をしている。加入負担金について、生駒郡内は基本的に徴収していこうという動きがある。今後こういうことも視野に入れながら検討していきたいとの考えが示されました。

次に、町営住宅建設については、担当課長より、(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事の本体工事は、6月13日に、参加資格業者13社による制限つき一般競争入札を実施し、仮契約の締結を予定している。また、本工事請負契約の締結については、本会議最終日に追加議案として上程させていただくとの報告を受けました。

なお、この件につきましては、入札終了後6月14日に委員会を開催し、入札結果等についての報告を受けることといたしました。

その内容についてであります。担当課長より、入札の結果、契約金額4億740万円、契約の相手方が株式会社清水組建設斑鳩営業所に決定したとの報告を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、本工事については、本体工事と別に電気設備工事とエレベーター工事に分離発注という形がとられているが、分離発注することのメリットは何かと質問され、助役の答弁では、分離発注を行った理由として、1つには、建設技術の発達と情報システムの進歩に伴い、設備工事においても、一段と高度で専門的な知識が要求されており、施工後の管理面においてもアフターサービスの面においても即対応できる。2つには、平成13年4月に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の中で、設備工事等については、分離発注の努力に努めなければならないという適正化指針が定められたこと。メリットとしては、電気設備工事とエレベーター工事の予定価格に対する落札額の比率が本体工事と比べて低かったことによって、金額にして43万円のコストダウンが図られたとしています。

本件については、議会最終日に追加議案として上程されるということから、あらかじめその報告を受けたということで終わりました。

続いて、各課報告事項として、まず本定例会に提出されております報告第8号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）は、総務常任委員会に付託されている案件であります。関係課課長よりそれぞれ説明を受け了承いたしました。

その他、各担当より関係事項の報告を受けましたが、いずれも事務処理に関するものであり、ご報告を省略させていただきます。

次に、各委員から意見質疑を求めたところ、道路整備に係る長期計画の策定とその財源確保に関する意見書の提出をお願いしたいとの発言があり、委員から異議なく、意見書を最終日に提出することといたしました。本日議員発議として意見書を提出させていただいておりますので、議員皆様方におかれましては、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上が、開会中におきます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会としては、1つ、公共下水道事業に関することについて、2つ、町営住宅建設について、3つ、委員会条例第2条第1項第3号に定める所管事務について

、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いし、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。8番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議より厚生常任委員会に付託を受けました2議案並びに継続審査にかかわって審査をするため、6月14日、全委員出席のもと委員会を開催させていただきましたので、その概要と結果についてご報告をさせていただきます。

初めに、付託をされている議案第28号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、平成13年度の本特別会計において、医療費等に要した費用が交付決定額を下回ったため、超過部分を翌年度会計に繰り越すための補正であり、委員から特に質疑もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。平成13年度の国民健康保険事業の決算見込みを立てるに当たり、歳出において14年度より不足した額を繰り上げ充用をする必要が生じ専決処分をしたもので、その後の決算については、保険給付費の推計が下がり、また税収の実績が見込み額より上回ったことにより、執行額は153万4,000円となったと説明を受けました。さらに、出納閉鎖の問題で、会計年度の見直しについて補足説明を求めたところ、国民健康保険の3月診療分が5月中ごろに額が決定することから、当該年度の決算見込みを立てるのに時間が限られるという弊害を解消するため、14年度から、3月から2月分の医療費を当該年度で決算することとなり、2月分の医療費は4月中ごろに確定となり、整理する期間が延びて、決算が確定した形で提案できるようになると担当課長から説明を受けました。委員から特に質疑もなく、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、説明を求めたところ、7月に第1回目の（仮称）総合福祉会館整備検討委員会を開催できるよう事務を進めている。委員構成については、これまでの経過を熟知していただいていることを勘案して、前回の構成員の中で、関係機関代表及び識見を有する者の委員

構成については、ほぼ同様とし、新たに保健センター機能の併設や地域保健にかかわり、総合的座長として郡山保健所からと、施設利用者の立場から、身体障害者福祉協議会並びに虹の家、手をつなぐ育成会の代表の方にも入っていただく方向で進めている。行政機関代表2名は、委員構成から除くこととしている。このことから、議会代表1名の委員のご推薦についても、議長に依頼していると説明があり、委員より質疑をお受けしたところ、1つには、保健センター併設で7,000平米から8,000平米の土地が必要だと言っていたが、地域が限られてくるのではないか。また先延ばしとにならないか。2つには、前回借地ではだめだということだったが、ほぼ協力してもらい、一部どうしてもだめだとなったとき、一部借地という考え方はあるのか。3つには、合併問題と総合福祉会館整備についての考え方はどうなのか。4つには、建物や面積よりもまずどのような機能を持った会館となるのかを検討し、その方針により、建物、そして面積となっていくべきではないか。これら委員からの質疑については、理事者より一定の答弁がされておりますが、詳細につきましては割愛をさせていただきます。

また、議長より、検討委員会の議会代表メンバーについては、議会運営委員会で諮りたいと述べられ、前は厚生委員会から出ているので、意見を聞いておきたいとの発言を受け、委員の意見をお聞きしたところ、担当常任委員会から入らせていただくのがよいのではないかという意見もありましたが、おおむね議会運営委員会での決定を待つことを議長に申し上げました。

以上、継続審査案件についても、説明を受け、一定の審査をいたしました。

続いて、各課報告事項として、議案第27号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのうち、当委員会所管に属するものについて説明を求めたところ、昭和町の自治会集会所用地取得のため、4,830万円の増額補正をし、この用地については、昭和町自治会が地縁団体の認可を得られていることから、町が購入したものを無償譲渡していく。建物についても、地元が事業主体として、斑鳩町地域集会所施設整備補助事業により実施し、地元負担金を町が裏づけし、所有権は昭和町自治会とする考え方であること。また、し尿処理場鳩水園に伴う補償につきましては、昭和町自治会との協議の中で、集会所用地及び建設のみであることの理解を得ていると説明され、委員より質疑を求めたところ、一般質問の助役の答弁と今回の説明が違うことで、その経緯についての説明が委員より求められ、助役より、高安、三井、東里、白石畑同様町が全額負担で建設し昭和町自治会に提供するという理解でよいかということに対し、事業主

体が地元であっても町が全額負担するという判断で答弁をした。今後は、事業手法として地元自治会が事業主体としてやっていただくべきであると考えていると答弁があり、その後委員より、1つに、地元補償する場合、当初予算で今までどおり土地も建物も町が事業主体となり、周辺地域の人々も利用できるもののほうがよい。2つには、土地や建物を町が全額負担して地元自治会へ譲渡するのは金銭補償となるが、それでよいのか。3つには、直近では、三井地区の集会所が町の名義となっているのに、今回急に昭和町から方針が変わったようで、そのことの意味が理解できない。4つには、補償が永遠に孫末代まで続くことはいかかなものか、この際改めて町として整理すべきではないか。5つとして、今後、高安、睦は当初予算が組まれているが、どのような手法となるのか。6つとして、金銭補償することは、地方自治法上可能なのかなどの質疑があり、一定の答弁がされましたが、この所管事項については、町の方針について理解しかねる委員もおり、当委員会としては、全会一致で了承するには至りませんでした。

次に、補償事業に係る平成14年度事業箇所についての報告を受けることとし、前回の委員会で委員より資料の請求がされていたものを提出され、説明を受けました。委員からは、前段に続き補償についての町の事業方針、事業手法についての質疑があり、一定の答弁がされましたが、特に事業主体による税金の問題については、自治会が直接購入した場合でも、できるだけ税金がかからないように努力するという答弁をもって終了しました。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業についての報告を求めたところ、事業の流れなどを図解してある資料の提出があり、それに基づいて説明を受けました。委員より、1つには、カードの紛失の手続、再発行について、2つには、個人情報の保護はきちんとできるのか、3つには、住民全体に理解してもらうための周知はどうするのか、4つには、電子政府、電子自治体の基盤のためとあるが、どのような方向にあるのか、5つとして、自治体職員の意識の徹底についてなどの質疑があり、一定の答弁があったものの、資料についても初めて提出を受けたので、委員もすぐに全部に目を通すに至っていないことをつけ加えさせていただきたいと思います。

次に、ISO14001認証取得に係る環境方針についての報告を求めたところ、環境マネジメントシステムの骨格である環境方針を設定したことを資料として提出された文書をもって説明を受けましたが、委員より格別の質疑もなく了承されました。

次に、前回委員会での委員の質問に対し調査した結果、老人ホームで入所者が収入を

得るという事例については、県内を調査したところ、今のところはそういった事例がないという報告を受けました。

続いて、敬老会の記念品の廃止についての報告があり、今年度より55周年記念として実行委員会形式で事業を統合してやっていく中、一般の記念品については、平成14年度を最後に廃止したいということでしたが、委員より、1つに、福祉の後退はあってはならないという立場から、もう少し検討が必要。来年度からということなので、これで終わっておくこととし、各課所管に関する報告を受けたということになりました。

次に、その他について委員より、1つ、ビニールごみのかさが高く軽いことでの問題点について、2つ、ごみ処理広域化計画の進捗について、3つ、ごみ出しのマナーについての啓発について、これらについても一定の答弁がされました。

なお、当委員会は、1つ、(仮称)総合福祉会館整備計画について、2つ、委員会条例第2条第1項第2号に定める所管事務についてを、閉会中の継続審査とすることを議長に申し出ていることを申し添えまして厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会議録を整理させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。議員皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。7番、野呂委員長。

○総務常任委員長（野呂民平君） それでは、総務常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月17日全委員出席のもとに委員会を開催いたしました。その審査事案についての概要と結果について報告いたします。

いずれの付託案件につきましても、定例会初日の本会議におきまして提出議案の趣旨説明が行われていることを前提にしながら、理事者側より説明を受け審査を行いました結果、議案第27号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）、報告第8号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告については、いずれも全員一致で原案どおり可決、了承すべきものと

決しました。

ここで議論となりましたのは、議案第27号の一般会計補正予算であります。担当課長より、衛生費で昭和町自治会集会所用地購入に伴う所要額4,830万円の増額補正を行うもので、分筆業務など委託料で150万円、公有財産購入費として、土地130坪、坪単価36万円の4,680万円である。買い取りの予定地は、神南3丁目443番3の一部である。

この集会所用地購入につきましては、昭和町自治会から提出された、し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書が採択されました経緯を踏まえ、議会の意見を尊重して検討を加えた中で、鳩水園の補償事業として取り入れることとし、地元で用地を探していたところ、土地所有者との間で協力の話がまとまり、そうした中で土地所有者から早期に買収してほしいとの要望もあり、今回補正予算をお願いするとの説明がありました。

なお、この補正予算につきましては、6月14日の厚生常任委員会においても説明されており、集会所の建物については、地元自治会が事業主体として斑鳩町地域集会所施設整備補助事業により、地元負担金を斑鳩町が負担し、建物の所有権は昭和町自治会とするという内容のもので、厚生委員会での議論としては、集会所を建設していく上における事業の仕方、手法についての議論がされ、委員からは、今まですべて町が用地も建物も取得し建設を行ってきたことに対して、今回だけなぜこういう形になるのかという指摘があり、町としては、その自治会に対して補償していることを考えるならば、自治会で管理をしてもらい所有権を取得するのが一番望ましいという判断に立ったという説明をしたが、委員とは平行線をたどった状況であったという説明があり、この厚生常任委員会の審議内容を踏まえた中で質疑を受けることにいたしました。

委員より、補償について範囲が明確でないし、補償の基準が必ずしも明確でない。議会が請願を採択したが、全額無償ですという関係については触れていない。補償の基準を無制限に全額町費で負担するものであるという考え方は、その補償の内容を幾つかに分類して整理するということはできないか。町が土地を取得して集会所建設に供することについて、町は努力するという形のものについては反対しないが、後の建物の関係をどうするのかということをしちっとしておかないと、必ず問題が起きてくるようになると思う。その辺はどう考えるかと質問され、助役より、我々としては補償基準を決めたい。ただ、昭和町が25年たってから議会に請願され、集会所建設を補償として求め

られるということを言われている。我々としては、昭和町が鳩水園と相当近い位置にあることを考えて、25年たった後においても受忍の限度を超えているという判断に立って、公費ですべての補償をすべきという判断をした。また、他の地域における補償についても、衛生処理場の関係など地元が要求されていることについて、すべてこたえていかなければならない内容である。指摘されていることはよくわかるが、その基準を決めるということは非常に難しいと考えている。ただ、集会所など施設整備については、地元の状況などを見ながら、管理方法やいろんな面においてきちっと整理をしていきたいとの答弁がありました。

それに対して委員より、受忍の限度を超えと言われるが、これは何をもって受忍の限度を超えると判断したのかと言われたら、町はどう説明するのか。前回に、問題を将来起こさせないためにきちっとしておく必要があるということで善処を求めた。その善処報告がないままに、難しいということだけで先送りをしようとしている。そして、建設後の管理の関係だけに焦点を向けさせようとしている。こういう論法は正しくないと思う。いずれにしても、住民の納得と理解と、後で紛争の起きないような手だてを十分に講じてほしいとの意見が述べられました。

また、他の委員より、集会所の管理と利用方法にかかわっては、これから議論を進めていかれるのかと問われ、町長より、開かれた自治会の集会所という中では、できるだけお互いすべての方に使っていただけるよう管理されている方々に申し上げてまいりたいとの答弁がされました。

以上が、議案第27号 一般会計補正予算に関連しての集会所にかかわります主な議論の内容であります。当委員会としては、町全体の集会所、あるいはコミュニティセンターというものをどう進めるか前向きに考えていくことについては、町側も議会側も意見が一致するところであると思うので、今後いかに町民全体の集会所の要望にこたえていくかということについて検討をしていただいて、また委員会に提示していただくようお願いいたしました。

次に、継続審査案件であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについてであります。担当課長より、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を来月7月8日に開催することを予定しており、その検討委員会において、史跡地の公有化及び石室の保存工学調査の内容の報告をもって現地視察を交え説明することになっている。また、今後整備を進めていくに当たって、史跡藤ノ木古墳整備保存計画書の一部見直しについての意見を賜り、年度

内に基本計画書の変更をしまいたいとの報告を受け、審査を終えることといたしました。

続きまして、各課報告事項として、平成15年度職員採用試験の実施について7月広報で行うこと、住民満足度調査の実施について、平成13年度の不能欠損について、子ども模擬議会についての報告を受けました。いずれの事項についても委員より質疑がされ、理事者より一定の答弁がされております。

次に、そのほか委員から意見、質疑を求めたところ、選挙における電子投票の実施について、学校の図書整備について、住民基本台帳ネットワークシステムの施行について質疑がされております。詳細については、会議録にまとめておりますので、ごらんいただければ幸いかと存じます。

以上が定例議会中の当委員会にかかわります主な審査の概要であります。閉会中の継続審査案件として、1つとして、藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、2つとして、委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について、調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

これで総務常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程4、都市基盤整備特別委員長報告について、都市基盤整備特別委員長の審査結果報告を求めます。11番、萬里川委員長。

○都市基盤整備特別委員長（萬里川美代子君） 都市基盤整備特別委員会の報告をさせていただきます。

都市基盤整備特別委員会では、去る6月12日、審査案件2件を審査するため委員会を開会いたしました。

最初に町長のごあいさつを受けた後、担当課長より、1、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについての説明を求めたところ、本年1月、パークウェイとしての道路整備のあり方についての意見交換の場として、推進協議会を設立し、全線的な整備の考え方、区間別の整備方針、またモデル区間の整備パターンや色などの整備内容の議論をお願いするというので、今日まで、2月1日、2月27日の2回開催した。3月16日には、小吉田地区に対しモデル区間の説明を行ったところ、ご理解が得られ、3月25日から基盤整備のための準備工事が行われ、4月10日に完了した。6月5日に入札が行われ、清水組建設株式会社に決定。工期は24

0日間で施工されることになった。施工者も決まり、早急に小吉田地区に対し再度工事説明会を行い、工事に着手していただくことになっている。図面での一定の説明も受けましたが、ここでは割愛させていただきます。

課長より、工事以外の取り組みについても説明があり、現在数箇所の買い取り要望について、奈良国道工事事務所の担当者と権利者と協議がなされているという状況である。今後についても、モデル区間の早期完成と他区間への事業をしていただくということで、国と調整をしてまいりたい。

また、一般質問の中で、三室地区の1軒について、安全上どうかという質問に対し、町長のほうから答弁をさせていただきましたが、その答弁を受け、早速奈良国道工事事務所や警察のほうに相談させていただきました。当該物件は、買い取り要望がなされ、国との間において、建物を解体して更地の状態で引き渡しという契約になっており、土地の名義は国になっております。現在建物が解体されていないということで、引き渡し期限等過ぎております。法的手段により解決を図るということで、国において訴訟の提起もなされているけれども、国側の主張も認められ、住宅収去して明け渡しという結論になっています。しかし、危険な状態の部分もあるということで、国としても早期に新たな法的措置を考えてもらわないといけない。町としても、現状把握に努めながら、何かあれば奈良国道工事事務所と県へ連絡協議していく考えであるとの説明を受けました。

委員より、3月16日の小吉田地区の説明会において、何か指摘されたとか要望とかなかったのか。円満に説明会が終了され事が進んでいると理解してよいのか。課長より、田んぼ北と南側に残る状況になるところも多く、水路等が必要になってくる。その辺について、本体工事と並行してやってほしいという要望をいただいている。また、直接道路に面する方からは、どういった状態になるのかといった質問もあり、国のほうからも十分対策を講じながら、ご了解を願う中で工事を進めていただきたいと言われていると説明し、了とされました。

また、今回400メートルモデル区間ということで説明させていただく中で、用地も100%協力願えるという状況になっており、スムーズな形でさせていただいているとの答弁を受けました。

また、委員より、1軒残っている明け渡しの関係で、実際につぶしてからお金を払うのが原則ではないのか。先にお金を払っているのか。課長より、権利関係について、抵

当権や仮登記が抜けた及び抜けるという状況になったという段階で内払いをさせていただく。その後、物件等除去されて更地になって引き渡された時点で残金を支払いするという形になる。今回ご指摘の物件については、全額支給になっていないとの答弁を受けました。

次に、法隆寺線について説明を求めたところ、5月13日に入札を行い、株式会社中谷組と工事請負契約を締結し、工期については、5月14日から10月31日までの171日間。延長としては90メートルで、本線の擁壁築造、盛土造成工事を行う内容のものである。5月27日から現地着工し、発掘調査を終了し、特に何も発見されなかったということで、現在では工事の進入路として、作業部屋、作業場所の造成に着手しているところで、進捗率は約5%で、用地買収が70%の進捗率で、残っている30%の用地についても、早期に用地取得ができるよう努力していきたい。

この事業に対し、当初より反対の意向を示されている方がおられるということで、一定の理解が得られるよう、地元の自治会長と相談し、6月1日に出前講座を行ったが、反対の意向を示されている方の出席はされていなかった。一日も早くご理解が得られるよう努力したい。

その後、法隆寺線の内容に伴う繰越明許費の計算書の報告を受け、若干の質疑、答弁を受けた後、そのほかの路線についてを議題とし、課長より報告を受けました。法隆寺門前線については、残っていた物件に関して、事業者である奈良県より明け渡し申請がなされており、当該県収用事件についての採決がなされた。その内容は、金銭で補償を行う。明け渡し期限は、平成14年12月24日という内容になっているとの報告を受けました。その他の路線については質疑なく、1、都市計画道路の整備促進に関することについては、当委員会として説明を受け了承したということで終わりました。

2番目のJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、説明を求めました。担当課長より、基本構想策定調査についての委託契約を5月14日に締結した。今後、町が主体となって、常に連絡をとりながら調査を進めてまいりたい。駅舎の移動が可能かどうか。そして、現在の駅舎のままのバリアフリー化はどうか。そして、駅舎の構造面として、平面駅舎なのか地下駅舎なのか橋上駅舎なのか、その辺を検討していきたい。そして、その事業費はどうなのか。駅舎改築に当たって、どの位置にどのくらいの用地が必要となってくるのか。また、駅舎改築に当たって、アクセス道路としてどのように整備していくことが有効なのか、このことについても業者とも話している。そ

ういったことで、その整備手法と事業費、事業期間を総合的に検討するとともに、将来の駅前広場計画、土地区画整備事業の計画との併合を図りながら、駅周辺のアクセス道路の改善方法も含めて考えていきたいとの説明を受けました。

委員より、町としては、検討委員会を調査を入れ、コンサルを入れて決めていくというよりも、町としてどの方向づけでやるかということが必要ではないか。それを示すことがまず大事ではないか。町の方針はこれでいくという方針は出せるのかどうか。

町長より、現時点で、コンサル等にそういういろんな調査を委託しておりますけれども、基本的には私は橋上駅として、高田斑鳩線から駅舎に入ってくる道路等を十二分に考えながら、問題になっている骨粉工場などうまく利用させていただき、バス等がうまく入ってくる状況になれないものか。橋上化を適用して展望台をつくり、法隆寺らしい駅舎をつくっていききたい、そういう気持ちは持っています。平成5年の法隆寺周辺建造物が世界遺産になって、JRとしては、世界遺産に登録された中で、早く橋上駅にしたほうがよいのではないかとということも示されておったのですが、なかなかうまくいかなかったが、町としてはある程度そういう考え方は持っていますとの答弁を受けました。

また、委員より、法隆寺駅を安堵町、河合町の人たちも利用されている。いろいろ新聞を見ますと、JRあるいは私鉄そのものの駅の改良、その他に関して分担金制度をとっておられる。予算面での分担金をどうするのか、7町や3町で話し合いはないのか。行政側のほうでされた傾向があるのかどうか。

町長より、大和小泉でもまさにそういう関係で、斑鳩に法隆寺駅がある中で、斑鳩の方が、小泉に近いし駐車場があるからといって利用されている。そういう中でも、大和郡山市が、大体12～13億の負担をしている。分担金という形が一番ありがたいわけですが、なかなかそれは難しいとの答弁を受けました。

その後質疑なく、本件についても、説明を受け当委員会として了承したということで終わりました。

以上が開会中における都市基盤整備特別委員会における審査結果についての概要であります。以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程5、市町村合併調査研究特別委員長報告について、市町村合併調査研究特別委員長の審査結果報告を求めます。10番、西谷委員長。

○市町村合併調査研究特別委員長（西谷剛周君） 定例議会開催中の市町村合併調査研究特別委員会の審議についてご報告いたします。

当委員会では、当委員会所管に関する事項の審査のため、6月18日、午後1時30分から委員会を開催し審議を行いました。

まず最初に、担当課長から、市町村合併についての広域圏の状況の報告を受けました。その内容は、去る5月31日に、広域7町の助役、総務部長により、王寺周辺広域市町村圏合併研究会打ち合わせ会議が開催され、研究会を発足することになった。第1回目の会議は7月22日とし、研究会の目的として、住民、議会を含めた合併議論を進めるための資料の収集と分析、そして住民への情報提供をすることとなる。研究会の構成は、各7町の助役、広域圏担当部長及び財政担当課長とすることになったとの報告を受けました。

次に、市町村合併の意義や国からの合併に対する地方交付税の特例や合併の手続等について、資料に基づき説明を受けました。

これに対し委員からは、合併に伴う国からの地方交付税の特例についての説明を求め、委員会の今後の進め方の方向づけをまず決めるべきとの意見、斑鳩町の現状をまず把握すべきとの意見、合併のメリット、デメリットをきちんと調査すべきとの意見、合併を前提に広域圏の研究会の内容調査をするのかとの意見、7町合併と4町合併のシミュレーションをすべきとの意見、この委員会ではどの辺まで研究調査するのかスケジュールを決めるべき等の意見がありました。

当委員会としては、これらの委員の意見を踏まえ、斑鳩町の住民の方々に、斑鳩町の現状を分析した結果を公表し、合併に対する意識を高めてもらおうということ踏まえ、他の町の動きにかかわらず、当委員会として積極的に実態調査や各町の資料をもとに審議をしていくということで取りまとめました。

以上が、開会中における当委員会の審議内容です。詳細につきましては、議事録をご参照いただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程6、水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。4番、山本委員長。

○水道決算審査特別委員長（山本直子君） それでは、水道決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本定例会初日に本会議から付託を受けました認定第2号 平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、報告第10号 平成13年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、報告第11号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計

算書の報告についての審査のため、6月10日午前9時から、全委員出席のもと委員会を開催をさせていただきました。その審査の概要と結果につきましてご報告をさせていただきます。

まず、審査の方法といたしまして、 巳代表監査委員から、決算審査意見書に基づく報告を受け、この意見書に対しての質疑を受けることといたしました。報告の内容については省略をさせていただきますが、委員から1点の質問があり、監査委員から一定の答弁がされております。

次に、担当部長から、平成13年度斑鳩町水道事業会計決算書及び事前に提出をされた資料に基づいて説明が行われました。

決算の状況につきましては、営業収益が前年度より0.2%減の7億7,609万3,900円となっていること。特に水道料金収入では、前年度と比較すると若干増加をしているものの、今後は一般家庭を含め節水意識の浸透や節水器具の普及などにより、使用水量の増加は見込めないものと考えられること。一方、営業費用については、県水からの契約受水量の減少や支払い利息の減少などにより、前年度と比べ1,593万4,775円減の7億2,190万6,064円となり、営業収支では5,418万7,836円の営業利益となったこと。しかし、企業債の支払い利息などにより、1,413万730円の純損失となったこと。また、有収率については、93.2%で、前年度と比較して2.8ポイントの上昇となったこと。また、資本的収支については、1億5,260万9,482円の支出超過となり、この支払い超過額は、損益勘定留保資金をもって補てんをしたこと。

これらの決算状況の説明の後、委員から質疑をお受けすることといたしました。

質問の1であります。決算資料として提出をされている資料3の原価分析に上がっている県営水道の有収水量と原価の数字と監査委員意見書の7ページ表6、損益分岐点分析表の数字に差があるが、これはどうしてか。答弁。資料3については、有収率93.2をそのままではなく、給水量と有収水量から求められる有収率、それを掛けて計算したものであり、その端数の差が有収水量の差となっているものであるということであり、委員会としては、資料3の下段にただし書きを追記するという形で処理をさせていただくことといたしました。

質問の2。県水の受水量ですが、今年度はお金に換算して1,848万円ほど減っているが、一体これほどまで減らしていただけるのか。答弁としては、町として努力は

するものの、県の配分に応じていかなければならない。できるだけ県と交渉をし調整はするが、割り当てがあることについては理解をしていただきたい。

質問の3。ポンプの入れかえの時期と対応年数について説明をしてほしい。答弁。ポンプは、これまで15年の耐用があるとしていたが、監査委員からの指摘もあり、耐用年数は5年と定めている。砂を巻き込んだり、また毎日稼働をしていることから、早く傷むことがある。ポンプの性能100%であげていくと寿命はかなり短くなるので、ローテーションを組みながら延命化に努めている。

質問の4。徴収不能額が13年度はふえているが、これはなぜなのか説明をしてほしい。答弁。大口が1件あったためふえている形になっているが、傾向としては若干改善はしてきている。

質問の5。水質検査結果がいつのころからか広報に掲載されなくなってきたが、時代に逆行しているように思う。庁舎内で掲示をするなど考えてほしい。答弁。スペースの関係から掲載をさせていただいていない。水質検査は毎月やっているし、公開を原則とするというものであることについては認識をしているので、指摘の点については検討をしていきたい。

質問の6。市町村合併との絡みの中で、水道事業として広域化を視野に入れているのか。答弁。広域7町では、昨年度から、予算決算などの資料を持ち寄って検討をしている。

質問の7。住民ネットワークとの関係はどうか。答弁。現在の水道のシステムは、住民基本台帳との連携はしてきていない。

質問の8。マンションなどタンクの管理についてはどうか。答弁。ことし10トン未満についても、貯水槽の管理の充実と設置者の責任の明確化ということで、水道法の改正がされてきている。

以上をもって質疑を終結をし、本件を認定することについてお諮りをさせていただきましたところ、認定第2号 平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものというふうに決定をいたしました。

次に、報告第10号 平成13年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、報告第11号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをそれぞれ議題とし質疑を求めましたが、委員より質疑はなく、お諮りをしましたところ、委員会として、報告第10号、11号とも満場一致で報告を了承すべきものと決し

ました。

以上が水道決算審査特別委員会の審査の概要でございますが、詳細な内容につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんをいただければ幸いです。

また、この決算についての監査を賜りました監査委員を初め早朝より慎重かつ熱心にご審査を賜りました皆さんに感謝を申し上げ、水道決算審査特別委員会委員長報告を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第27号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今回の補正予算に反対する立場から意見を述べたいと思います。

まず、今回の昭和町自治会集会所建設は、今日まで町が、火葬場や焼却場設置に伴う地元補償と同様に、町が事業主体で土地も建物も全額町負担で行うべきであります。なぜなら、今回の昭和町自治会集会所建設は、25年前にさかのぼるし尿処理場鳩水園の地元補償の問題であり、今回の町のやり方は、町民からは理解されにくい。ましてや土地は、今年度の補正予算でにわかに町が買い上げ、その上の建物は、一たん昭和町自治会が地域集会所施設整備費補助金交付要綱の制度を利用して建設するというやり方は、昭和町自治会を初め全町民に理解しにくいやり方であると思います。町は、全町民に理解してもらうため、町広報で鳩水園の意義とその建設に伴う地元補償であることを知らしめ、補正予算ではなく当初予算で正々堂々と組み、町民に理解してもらうことが肝心であると思います。

私は、地元補償といえども、町民皆さんの税金を使うわけでありますから、地元の住民だけでなく、他の地区の人にも利用できるというのが基本であると思います。地元補償で行うのなら、これまでの高安、三井、東里同様、公平に取り扱うのが行政の基本であると思います。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。1

2番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 議案第27号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきまして、賛成する立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算に関して、昭和町集会所用地については、町長の提出議案説明において述べられていますように、し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所を求める請願が採択されました経緯を踏まえ、議会の意向を尊重され、町内部で検討を加えられた結果、補償事業として取り組むこととされたものであります。

そうした中で、土地所有者のできる限り早く買収してほしいとの意向もあり、今回この集会所用地取得に要します経費を補正予算をもって上程されることは、住民の切実な願いに早期に対応するための措置であるところから了承するものであります。

なお、本議案に関しまして付託されました総務常任委員会及び関係する厚生常任委員会において、さまざまな面から審査をする中で、補償による集会所にとどまらず、集会所は住民が切望する施設であり、広く検討をされるよう求められています。

理事者におかれては、十分検討を加えられることを切に要望して私の賛成意見といたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を委員長報告どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数であります。よって議案第27号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第28号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第28号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第29号 平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって承認第5号については、満場一致で承認いたしました。

続いて、認定第2号 平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第2号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第6号については、満場一致で了承いたしました。

続いて、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第7号については、満場一致で了承いたしました。

続いて、報告第8号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どお

り了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第8号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第9号 平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第9号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第10号 平成13年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第10号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第11号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって報告第11号については、満場一致で了承いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配付をいたしております追加日程1、議案第30号(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結について、追加日程2、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程3、発議第2号 有事法制の立法化に反対する意見書について、追加日程4、発議第3号 健保本人3割負担及び高齢者患者負担引き上げに反対する意見書について、追加日程5、発議第4号 道路整備に係る長期計画の策定とその財源確保に関する意見書について、追加日程6、発議第5号 住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める決議についてを日程に追加し、日程

の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第30号(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結について、追加日程2、推薦第1号斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程3、発議第2号有事法制の立法化に反対する意見書について、追加日程4、発議第3号健保本人3割負担及び高齢者患者負担引き上げに反対する意見書について、追加日程5、発議第4号道路整備に係る長期計画の策定とその財源確保に関する意見書について、追加日程6、発議第5号住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める決議についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、議案第30号(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第30号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。鍵田都市建設部長。

○都市建設部長(鍵田徳光君) それでは、私のほうからご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第30号

(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事
請負契約の締結について

標記の件について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

平成14年6月21日提出

斑鳩町長 小城利重

次のページをお開き願います。朗読をもってご説明させていただきます。

(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事
請負契約の締結について

(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 契約の対象

(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事

2. 契約の方法

制限付一般競争入札

3. 契約金額

4億740万円

4. 契約の相手方

所在地 斑鳩町法隆寺南2丁目2番7号

会社名 株式会社 清水組建設 斑鳩営業所

代表者 取締役所長 末吉正明

以上でございます。

一応、仮工事請負契約につきましては、去る6月17日に締結させていただいております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、満場一致でご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小野隆雄君) 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番(野呂民平君) まず第1点は、今回のこの入札については、議会日程、委員会のいわゆる日程を変更するというんですか、追加するというような事態になりました。入札に手間取ったということでもありますけれども、その理由をまず1つ明らかにしていただきたい。

それから、もう1つは、今回のこの町営住宅については、3つに分離発注をしておるわけですね。これは、町が配付しております入札結果報告書によって私も初めて知ったわけでありましてけれども、それは、本体工事と、それからエレベーター工事と、それから電気工事一式と、こういうことでされております。私は、理解としては、エレベーターというのは特殊でありますから、分離発注というのは理解ができないでもないわけですが、なぜその電気工事一式が分離発注なのかということが理解ができないので

すね。今までこういうことがさきの町営住宅においてもされたかどうかという、記憶は定かでないんですが、なかったというように思うんですね。まず、そのことがなぜなのかと、分離発注が。

それから、もう1つは、大体住宅建設の電気工事なら、町内の業者を育成という立場から見れば、町内業者の電気工事業者で十分私は能力があるんじゃないかというように思うんですね。それをわざわざ高田あたりの業者が受注をしていると。そういう点では、非常に疑問に思うわけです。一体この工事発注について、地元業者育成のその努力を具体的にどんなにしたのか、どういう努力をしたのかと。この工事をするによって斑鳩町の地元業者は、一体どんな関係で幾つの業者がいわゆる下請けなり

——下請けし

かありませんわな、これやったら。そういう形ででも何業者が入ることができるのかと。特に建設業、建築業というのは、あらゆる分野にわたっての経済的な波及効果が大きいと。だから、そういうことでは、建築については、非常に景気対策上も重要な分野だというように位置づけられておるのは皆さん方ご承知のとおりであります。今日では、斑鳩町内でも、やはり私も知っておる大工さん等話をしましても、本当に仕事がないと、何とかしてくれと、こういう声を建築関係業者から聞くわけです。特に零細業者から、町内は零細業者でありますから、そういうところから聞く。そういった点について、どう努力をしたのかということ具体的に聞きたいと思います。

そして、指名審査委員会は、どういう論議のもとにこういう分離発注にしたのか。しかも、私が一番疑問に思うのは、この請け負った業者が松田電機工業ということであり、住所を見てみたら、松田電機工業、どっかで聞いた名前やなど。住所を見てみたら、高田市栄町4-33となっておるわけですね。

そしたら私は、奈良新聞が本当にここずっと追及をしておる松田電機工業、そしてそのオーナーとも言われます高田の市長、松田市長、それにかかわる業者ではないかというように感じたわけですね。松田電機工業というのは、新聞にも確かに高田の市長と関係があると、こういう報道が奈良新聞でされておったと思うんです。しかも、そのいわゆる受注については、高田市と非常に不明朗な受注形態があると、市長の親戚関係で疑義があると、こういうような報道がたびたびされておりました。

なおかつ、この松田市長というのは、選出された当初から大きく報道されておりました。それは、暴力団と関係があるというみずから認めて発言をしたあの米田県会議員ですね。彼と非常に親密であって、そして彼の口ききでもって市長にしてもらったんだと

、こういう追及がされましたね。そしてそのことが、いろいろ高田の市議会の一般質問でも何度となく取り上げられました。そして、市長は、そのことについて弁明をすと言いながら、一切その後してないと、新聞記者の追及にも逃げ回っておると、そういうような状況ですね。

ですから、私はこういう点について、高田市長のやり方というのは、政治家の態度として全く風上にも置けない、今の鈴木宗男とまさに同類のいわゆる行為をしておるのではないか、政治姿勢を持っておるのではないかというように私は考えておるわけですね。それは、全県下にわたって、全県下の県民が新聞報道等によって、高田の議会のやりとりを通じて知っておるわけです。なのに、なぜこの松田電機工業に町は指名をしたのか。私は、今のような政治状況のもとで、特に不正腐敗の問題が大きく取り上げられている中で、これは町としては私は指名から外すべきだったと、当然。一つも、この松田市長はもとより、電機工業のこの会社自体も、市長との関係についてつまびらかに説明をしておらないと、拒否をしておりますね、この株式会社自体も、社長も、記者が行っても説明を拒否しております。

そういう点において、非常に私は、なぜこうなったんやと、どういつながりがあんなやと、何を評価してんねやと。斑鳩町民は、絶対この請負契約については納得することができないのではないかとこのように思っているわけです。全く私も、これは見て、初めてこの入札結果を見て、まさに晴天のへきれきというか、よもやこんなことがされるとは思っていなかったですからね、遺憾に思っているわけです。きちっとした説明を求めたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） まず、本件の追加日程についての問題につきましては、議会の初日に町長が提案説明の中で、準備に相当な日々の日数が要ったということで、担当常任委員会にもかけずまことに申しわけなく思っておりますと、今後かかるようなことのないよう十分反省してまいりたいということを言っておるわけでございますので、私といたしましても同じく、これからこのようなことのないような形で適切な上程をしてまいりたい、このように思うわけでございますので、理解願いたいと思います。

まず1点目の関係はそうでございますが、2点目につきましては、電気工事、エレベーター工事、本体工事をなぜ分離発注にしたか、こういう理由を言ってみよと、こういうことでございますが、ご指摘の件につきましては、建設水道常任委員会におきまして

も一定の説明をいたしまして一定のご理解を願っておる、このように思うわけですが、この分離発注を行った理由といたしましては、まず第1番に、昨今の建設工事等、いわゆる建設技術の発展と情報システムの進歩に伴いまして、設備工事——もちろん電気工事も入るわけですが——におきましても、一段と高度で専門的な知識が要求されております。また、施工後におきます保守管理、アフターサービスとかメンテナンスとかということについても、専門技術者による保守管理が必要となってきたということも言っておるわけでございます。こういうことが、分離発注をいたしました1点目でございます。

2点目といたしましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これは平成13年4月1日に制定されました。この法律に基づきまして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るべきガイドラインとして適正化指針を定めております。この適正化指針の中で、設備工事の分離発注について、その活用に努めるべきということを示されておるわけでございます。

こういう2点の理由から、本件工事につきましては、本体工事と電気工事、エレベーター工事の3部門に分離発注を行ったということでございます。

先ほど1点目に申し上げました理由としては、やはり一括発注の場合は、最近このような建設技術の発展と情報システム等の進歩によって、いろいろIT、コンピュータ等が入っておるわけございまして、仮に事故とか問題が生じた場合に、元請に言って、そして元請が把握するということになりますと相当時間もかかる。その間に大きな問題も生じるということもございまして、そういうことを含めてやはり分離発注が、それぞれ専門的な分野での分離発注が望ましいと、このようにこれから考えていかなければならない、このように思っておるわけでございます。

次に、電気工事についてのご指摘でございますけれども、町内業者をいわゆる育成からそういう努力をしなかったのかということ具体的を述べると、こういうことでございますが、我々といたしましては、斑鳩町工事請負業者選定審査会におきましていろいろ協議をする中では、地元業者にはこの電気工事は非常に難しいというような判断をとったわけでございます。したがって、奈良県業者で経営診断が1,000点以上の業者を指名線上に上げまして、そして業者選定を行ったということでございます。

今、野呂議員がおっしゃいました関係については、やはりこの工事請負業者選定審査会を開く中では、やはり公正公平厳正に審議をして6社を選定したということござい

ますので、ご指摘による業者につきましても、これとは全然、この指名の内容とは全然関係なく、何ら問題点がないということの判断をし指名業者といたしたところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今の全体を聞いてましても、どうも私は全く納得がいかないわけですね。分離発注した理由として、いわゆる設備の技術の発展があると、専門知識が必要だと、特にアフター、メンテナンスとかに後で困るという点を挙げられましたね。2つ目は、公共工事のいわゆる適正化指針が出たと、国からね。それでは、設備工事についてはできるだけ分離発注せいと、努めるべきやと、こういう指針が出たということですね。それには、いわゆるコンピュータ等が入っておって、トラブル時にはいわゆる元請では対処に時間がかかるというようなことですね。

しかし、私は、もちろんそういうことについてあろうかと思うんですけども、一番疑問に思うのは、町内業者のいわゆる工事発注の、何と申しますか、助成と言ったら言い過ぎになるかわかりませんが、町内業者のいわゆる実態を考えて育成していくということをいかに知恵を絞って考えたのか。私は、進んだところの発注の仕方なんかを聞いております。特に東大阪なんかは、私どもの共産党の市長が生まれました。その発注の仕方といったら、本当に業者を1軒1軒訪ねて行って、そして、一体どういう状況かということ調べ上げて、そして市の発注の中でできる枠はどういうことかというようなことを綿密に研究して、そしてできるだけ町内零細業者に仕事が渡るように市の事業でしていると、配慮をしていると、こういうことなわけですね。

そういった点で、私はやっぱり今度の、特に裾野が広い建設、建築で、ここで一体斑鳩町の業者が何軒下請けなり何なり、具体的に結構ですからね、豊業者や、あるいは内装の業者やいろいろあると思うんですね。あるいはサッシ業者やらとか大工やらとか、大体そういう中で斑鳩町の業者がどういう業者で、名前は別に結構ですから、どういう職種で何業者が一体この巨額な事業、うちのプロジェクトですよ、それに寄与しているのかということをごひとも私は教えていただきたい。そういうことについて、元請とも話をしたのか、して一体結果はどうなったのかということをご詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、もう1つは、どうしても承服できかねるのは、この松田電機工業ですね。これは松田市長と全く関係が深いと。そしてもうこれは、私がえろう説明する必要もな

いほど県民全体に知れわたっていると。だのに関係がないというような説明だったと思うんですね、今。何で関係がないねんやと。そういう証拠は一体どこにあんねんやと。今ずっと奈良新聞が何年もかかって追及して、そしてそれを覆す事実というのは一つも出てこないんですよ。説明もしない。ということは、黒ではないですか。そういう者にわざわざ、何で指名に入れんねやと。厳正な審査会を開いたというけれども、こんなもの一つも厳正な審査会を開いてないと、私は思うんですよ。なぜこれを排除しなかったか。うちは暴力団追放の集会等やってますよね。町長を先頭に議会もみんなで、いわゆる暴力団、そういうものの排除をしようということで、警察とも協力してやってるんですよ、ずっとね。だのにこういう、米田議員と、これは暴力団の総会ですか、何かそういうものにも……

○議長（小野隆雄君） 議題から余り外れないでください。議題に沿ってやってください。

○7番（野呂民平君） そういう関係があるという者は、絶対私は入れるべきでないと、調査不足だと。なぜもっときちっと調査をしなかったんだと。そういう少しでも町民から疑惑を持たれるような業者については、やはり私は最初から外すべきだと、そして入札にかけるべきだというように思うんですね。そこに指名競争入札があるわけですよ。指名するということは、きちっと審査をして、そしてその業者がちゃんとした業者であるかということを選定して指名するわけですから、そのところで大きな過ちがあるんじゃないかというふうに私は思うわけです。もう一回答弁を求めます。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 1点目の町内業者が町内それぞれの工事等にいろいろ貢献をしているということについての状況把握でございますけれども、今その資料をすぐくれと言っても、非常に広範囲にわたるわけでございますので、後日提出をさせていただきたいと思うんですが、やはり町内業者育成につきましては、本町におきましては、町内業者のランクづけを行いまして、土木一式工事につきましては、2億円以下については町内業者を選定する。設計計画によって何人指名するかということもございます。その中には、町外業者も選定するわけでございますから、また建築工事についても2億円以下については町内業者を選定するということをしておるわけでございます。やはり町内業者の育成については、十分町としては努力をしておるということでございます。

なお、電気工事につきましては、小さい家電とかそういうようなものにつきましては

、町内の電気組合等も含めて応ずる、また修繕というようなものに対してお願いしているということでございます。

また、電気業者をどういう形で選ぶかということをや元請の業者と協議せいと、こういうことも言われておるわけでございますけれども、本件につきましては入札が同時の日でございましたし、そういうこともできない。また、本体工事について元請業者からどうするかというようなことを町として意見を求めるということは、今までしたことないしすべきものでもない。あくまでも発注者側の町が裁量によって決めるべきだ、このように考えておるわけでございます。

また、きつご指摘をいただいております松田電機工業株式会社をなぜ入札に入れたかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、我々としては、やはり選定審査会において十分審査を行いまして、そしてこの松田電機工業株式会社は何ら指名停止もしてないということを含めて、これは何ら問題ないということをや全員一致で決めたわけでございます、それによって指名業者といたしたと、こういうことでございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） とても承服できる、理解できるいわゆる説明ではありません。時間がないので、これで私の質問を終えておきます。

○議長（小野隆雄君） ほかにございせんか。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 私も少しお聞きしておきたいと思います。今、質問者にこたえて助役の答弁が、選定審査会のほうでの十分な審査というふうなことをおっしゃられたと思うんですけども、選定審査会、間違っておれば申しわけないですけども、私は5,000万円以上の場合審査会を開かれる、そして5,000万円未満の場合は、特段審査会という形を持っていないと、これまで斑鳩町はそういうふうなご説明をされてきたのではないかというふうに思っているんですが、そのところでも選定審査会をされたということなので、そのところの確認をさせていただきたいと思います。

それと、もう1点、私自身もこの6社に斑鳩町が指名をされたことに対しまして少し疑問を感じております。斑鳩町に電気工事業者、経営診断1,000点以上できる業者、指名願たった6社だけでしょうか。もっと指名願が出ているのではないかと思います。その指名願が出ている業者がもっとたくさんあるはずなのに、1,000点以上の点がつく指名願が出ているはずなのに、なぜこの6社であったのかというところには、私

自身は非常に大きな疑問を感じております。そのところ、もしわかるようでしたら、指名願が出ている経営診断1,000点以上の業者数、その業者数を選定委員会が実際本当にきちんと行われたのか、選定委員会でどういう状況の中で6社に絞られたかということなどについて、答弁のほう、できる限りで結構ですので、していただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） まず1点目の、ご指摘の斑鳩町建設工事請負業者選定審査会につきましては、ご指摘のように5,000万円以上の場合これを、審査会を開くということは事実でございます。しかし、特殊な工事とか、そういうようなものを含めた中では、2,000万であってもこの選定審査会を開いて、そして公平公正厳正に選定を行ってそして指名業者にするということは、これまでも行ってまいってきております。

次に、2点目のなぜ6社であったかということでございますけれども、これは先ほども申しましたように、経診が1,000点以上で奈良県業者ということを選定をいたしました。斑鳩町には、経診1,000点以上の業者は該当はないということでございます。

したがって、全国的には相当多くの業者がいると思っております。そうじゃなしに、奈良県での6社ということで、選定審査委員会の裁量によって行ったということでご理解願いたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 提出議案に沿った質疑だけに限ってください。ちょっとほかへいっていると思しますので、その点よろしく願いいたします。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） これは、議長から今そういったお言葉があったんですが、この議案に関して非常に疑問があったので、この場所でお聞きをしているということなんです。

では、1つ、先ほどおっしゃっていただいた県下では6社、指名願が出ているのが県下では6社のみというふうに理解をしておけばよろしいんですか。他の大阪とかいろいろ出ていると思うんですけども、県下での電気事業者については、経営診断1,000点以上が6社のみというふうに、今の助役の答弁からいきましたら、そういうふうにこちらは理解をしておけばいいのか、そのところご答弁をお願いします。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 先ほど私申し上げました斑鳩町には1,000以上の経営診断を

持っておる業者はいない、こういうことを言いました。奈良県では6社と言うたと思うんですが、奈良県では12社はあるわけです。ただ、先ほど申しましたように、6社を選定したのは、選定審査委員会の裁量である、こういうことを申しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 野呂議員の最初の質問の中で、助役が、準備に時間がかかったからということ言われたんですが、具体的にそしたらどういう準備でかかったんかというのが非常に私は、ちゃんと答弁されてないと思うんですね。実際に今の目安の土地については、1年前から要は建てるということで、土地も当然町の土地ですから確保されている。なのにこれだけ遅くなった。結果として、入札結果があつて議会でこういう審議をせんなんことになってきたら、何でこういう準備に時間がかかったんやというのは、逆に言うたら非常に不明朗で住民の疑惑を招くんやないかなと思います。

そこで、なぜ、去年あたりからちゃんと準備もでき土地も確保されている中で今のような状態になったのか。だから、準備に時間がかかったからという、どういう準備でということが原因でここまでおくれたんだということ、もう少し明快にお答えいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 当然でございます。この（仮称）斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事、これにつきましては、当初は平成14年度、15年度の工事ということで計画をしておりました。しかし、ご存じのように、13年度で県が補正を組んでいただいた、そして14年度で繰り越しいたしました。そういうことを含めて工期を早くしていかなければならないということになったわけでございます。そういう中では、やはり制限つき一般競争入札を行うには、相当な日数が必要とされるわけでございますので、それらの事務手続等を考える中では、やはり6月中に入札をしなければならないという形になったわけでございます。当然、14、15の予算が国からついておったならば、もう少し工期的にも余裕が出ると、このように思ったわけでございますけれども、そういうこともございまして、早くしなければならないということになったと。これは、当然県との指導等によってそういう形をとったわけでございますので、先ほど申しましたように、やはりこういうようなことのないように、これからは十分とした形で上程をしていきたいと、このように思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今の助役の説明で、こういうふうにおくれたという分については、県の補正ということの絡みの中でということは理解ができました。

次に、先ほど野呂議員もおっしゃったんですが、私は奈良県下の中でこういう業者指名の場合には、特に今みたいな、国においても、不明朗な部分については非常に国民自身が政治に不信を持っているということの中では、私は何ぼ助役が言われても、選定審査委員会でなぜ入ったのかというのは、いまだに私には理解できない。逆に私自身がそういう立場やったら、そういう名前が挙がってきたときに、それは指名するということは、必ずひょっとしたらそこへ落ちるかもわからんということですから、その中で、やっぱりそれは入れないというのは、全く審査委員会の中でだれもそういう声というのは上がらなかったんですか。非常に私自身も、毎日奈良新聞をとってますけども、ずっと毎日奈良新聞は高田市長の部分をやっている中では、非常に住民のやっぱり僕は関心が高いし、同じ事業をしながら、住民の方にあらぬ疑惑を抱かせんためには、そういう配慮というのは、当然私は行政をやる人間として必要やと思うんですが、再度ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 先ほど芳村助役からも答弁しておられますが、もう一度そしたらお願いいたします。芳村助役。

○助役（芳村 是君） 先ほども野呂議員にも答弁をしておるわけでございますけれども、この高田のいろいろな疑惑と、そして今回本町が行いました電気工事の指名競争入札における指名選定とは、これは別問題ということを判断をしたわけでございます。当然協議する中には、先ほど申しましたように、何ら指名しても問題ないということにしたと、こういうことでございます。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ちょっと今に関連して1つだけ。助役の答弁によって確認をさせていただきたい。

○議長（小野隆雄君） その件については本題から外れていると私は先ほどから言うてま

すので、加減してもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○8番（里川宜志子君） 確かに議長おっしゃられることもわかるんですけど、本体工事自体について何らあれなんですけれども、ただ分離発注してきた経過であるとか、そう

いうことについてをいろいろこちらとしても考える中で、今助役の答弁にあったことで1つだけ確認をしたいと思うんですけれども、この会社の、電気工事を落札した会社の資本金と従業員数というのか、そういうのがわかっておれば、ちょっとお尋ねだけしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） これにつきましては、事務的な問題でございますので、企画財政課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 資本金につきましては、3,000万であります。従業員でありますけれども、町といたしまして経営診断のほうで従業員として出ておりますのが、技術者の数で把握いたしております。1級技術者24名、2級技術者が37名、その他技術者が13名でございます。その他の営業等については、こちらの経営診断には出てまいりませんので、技術者の数でお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議ありということですので、暫時休憩します。

（午前11時37分 休憩）

（午前11時37分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、議案第30号（仮称）斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結について、本案について反対討論を行います。

この工事は、質問の中で明らかになりましたように、3つに分離発注されました。その中で特に問題となりましたのは、電気設備工事一式であります。それを松田電機工業（株）、代表取締役松田義明氏、住所は奈良県大和高田市栄町4-33、が落札いたしました。質疑の中で相当触れましたので、短くしておきます。

質問でもありましたように、一体県下では電気工事会社は幾つあるんだと言ったら、12社あるということですね。いわゆる経診1,000点以上ということですが。助役は当初6社しかないと、こう答弁しておったわけです。しかし、その中から、町の審査会は、12社から6社を選んだと、そして入札に付したというわけですね。

私どもは、この松田電機工業というのは、高田の松田市長と深い関係があり、しかも市長自身が暴力団と関係が取り沙汰されていると。そのことが奈良新聞で、もうずっと何年も追及されて、毎日のように追及されていると。このことは西谷議員も指摘をいたしました。

今日、鈴木宗男を初めといたしまして、たくさんの、ここしばらくの間に、汚職、腐敗、政官業の汚職腐敗が起きました。そして、暴力団の関係につきましても、当町は全力を挙げてそれについて排除すると、こういう運動もしてきたわけです。なのに、なぜこういう企業を指名にわざわざ入れるのか。12社ある中で6社に絞ったと。その6社の中に何でわざわざ、全県民、斑鳩町の方々もほとんど知っておるこの疑惑の、しかもいわゆる記者の質問に対して記者会見もしないという市長の態度ですね。この企業も同じように記者会見を拒否すると、質問を拒否すると、こういう者を指名したのかと。私は本当に斑鳩町の今までの入札の中で、全く本当に恥ずかしい限りだというように思うわけです。

ですから、これについては、もう一回やっぱり白紙に戻してやり直すということをするべきであるということ強く要求して反対討論といたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 今の反対意見の内容といたしますのは、この議案第30号に当てはまらない理由と私は判断し、この議案第30号は、本体工事の契約、斑鳩町法隆寺南2丁目2番7号に所在する清水組建設と契約するということですので、反対の意見とはならない。そういうことから、私は賛成意見とさせていただきます。ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立多数です。よって議案第30号については、賛成多数で可決
いたされました。

続いて、追加日程2、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題と
いたします。

議会推薦の農業委員の任期が、本年7月19日をもって満了いたしますので、その後
任の議会推薦の農業委員に、村中義信氏、中西啓雄氏、山瑤文雄氏の3名の方を指名
いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名の方を、農業委員会委員として推
薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、推薦第1号 斑鳩町農
業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました3名の方を推薦することに
決しました。

続いて、追加日程3、発議第2号 有事法制の立法化に反対する意見書についてを議
題といたします。

提出者の説明を求めます。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それでは、意見書の内容を読み上げさせていただきまして、提
案の説明とさせていただきます。

発議第2号

有事法制の立法化に反対する意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成14年6月21日提出

議会議員

野 呂 民 平

西 谷 剛 周

山 本 直 子

里 川 宜志子

有事法制の立法化に反対する意見書

政府は、今国会に、有事法制関連法案を提出し、成立させようとしています。周辺事
態法では、政府は自治体に対して「協力を求めることができる」民間に対しては「協力

を依頼することができる」とされているものを、有事法制では、物資の輸送や補給などの米軍への支援に、医師、看護師、輸送従事者、土木建築労働者などを、戦争を支える要員として、強制的に動員する仕組みになっており、拒否すれば、刑事罰が課せられることとなります。

国と自治体は、それぞれ独立した性格を持っているのに、首相に特別な権限を付与し、自治体は「必要な措置を実施する責務を有する」とされ、首相は、措置が実施されない場合や必要と認める場合、自治体に指示し、「代執行」することができるとしています。

有事法制は、戦争を放棄した憲法第9条をはじめ、基本的人権、議会制民主主義、国民主権、地方自治など憲法の民主的諸原則を踏みにじるものです。

自治体は、住民福祉の業務を停止して、戦争協力体制に再編され、医療や土木、運輸、清掃などの職員が戦争業務に駆り出され、住民の財産を取り上げる「公用令書」の交付など、住民抑圧の執行者にさせられるものです。

最大の備えは、憲法に基づき、平和な国際社会をつくるために努力することです。

国家総動員法の暗黒の時代を連想させる時代錯誤の有事法制を容認することは、決して許されません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年6月21日

奈良県斑鳩町議会

以上です。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 本件については、討論を必要とする申し出がありますので、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 有事法制の立法化に反対する意見書に、私は反対する立場で意見を申し述べたいと思います。

武力攻撃事態における国の平和と独立並びに国民の安全確保法案、いわゆる武力攻撃事態法案を柱とする有事法制関連3法案について政府は、4月16日閣議決定、翌17日に国会に提出しました。現在、衆議院の特別委員会で審議中であります。

有事とは、平和な秩序が保持できない状態になり、いわゆる非常事態の戦時が発生することです。国家の使命は、国民の生命、財産を守り、なおかつ国土を守ること

であります。我が国は、戦後50年余りの間、防衛アレルギーにより、この有事法制整備は先送りしてきた経緯があります。

そういった中で、なぜ今武力攻撃事態法なのかという論議があります。治にあって乱を忘れずという格言をご存じだと思いますが、まさしく今平和な時期だからであります。文民統制の根幹にかかわるものとして、本来は自衛隊発足当時から整理されていなければならなかった法制であり、まことに遅きに失した感であると言わざるを得ません。

憲法9条で、我が国に許されている軍事行動は、政府見解によれば、自衛のために必要最小限とされております。我が国が他国から攻撃を受ける可能性はないとだれが保証するのか。攻撃を受け危険にさらされたときに、だれがどのようにして、国民の生命、財産、日本の国土を守ってくれるのか、逆にお聞きしたい。現実には攻撃を受けたら、打ち返すこともできず、座して死を待つのみか。人間としてだれも戦争を好む者はいません。国民の権利を担保する国が存亡の危機に直面しているときに、我々はただ茫然としてよいのか。

今回の法案は、国際環境が緊迫した時期になっても、民主主義の原則を貫き、真にやむを得ない場合に限り、限定した権限をいかに行政府に持たせるかという手続が主眼となっているものであり、基本的人権や議会制民主主義を踏みにじるものではありません。

特にこの法案では、住民の安全確保のために、自治体に関し有事の際に必要な措置をとる責務と、国との役割分担が明確に示されております。これらの有事法制は、既に多くの国々で制定され施行されております。国際社会の中で、独立国として毅然とした姿勢を示し、国家の安全を保障することについて、我々国民の一人一人が協力をしていかなければならないという体制づくりは、しごく当然であります。国家の防衛努力と外交は一体のものであり、日本が主導する国際貢献のためにも、国際社会の中で名誉ある地位を占め、世界から尊敬される日本になることではないでしょうか。

今国会の重要法案については、慎重に審議され、国民が理解できる法律として成立させていただきたいと願っております。小泉内閣が提唱している構造改革の中で、最も歴史的使命を持つ国の改革の一つではないかと思っております。

今国会は、6月19日衆議院本会議で、会期を7月31日までと42日間延長されましたが、この法案については、一日も早く成立されるように願っているところでございます。

以上をもちまして私の反対意見といたします。議員の皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、本案に賛成する意見を述べたいと思います。

既にご承知のように、日本は憲法によって、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄するということを明確に書いてますね。そして、この目的を達するために、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国が戦争する権利——交戦権は、これを認めないと明確に書いてあるわけです。だれが読んでも、いわゆるほかに解釈のしようがないというような文章だと思うんですね。

そして、さらには、国民は、11条で、すべての基本的人権の享有を妨げられないと、この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられると、憲法上規定されたこういうことが踏みにじられるものだというように思うわけですね。

きょうの新聞で、有事法制3法案への危惧や慎重な審議を求める声が、各自治体関係者の間に広がっておるといふ報道がされてました。そして、宮城県の栗原郡高清水町の尾形勝通町長のインタビューが載っております。これをご紹介して私の反対意見にしたいと思うんです。

ここでは、尾形勝通町長は、明確に言っております。私は、日本国憲法に違反する有事法制に反対します。日本は、憲法9条で戦争を放棄しています。武力攻撃に対して武力で対応してはならないとされてますし、そのような意思を持っている国民が多いでしょう。しかし、有事法制ができれば、武力行使も含めて参戦が可能になり、憲法9条、そして基本的人権を保障する憲法11条をないがしろにすることになります。自衛隊が参戦するのを黙って見ていることになります。こう言うことですね。

さらには、人権を踏みにじるということによって言っております。国民の財産権を侵すなど、基本的人権を踏みにじることは許せません。地方自治体として、このような事態を引き起こす有事法制に反対しなければならないと私は考えておりますと言っておるんです。

そして、有事法制には、輸送や通信、NHKの規制などが盛り込まれていて、日本を戦争遂行に駆り立てた戦前の国家総動員法につながるような法体系になっているので、

非常に危険でありますと言っております。有事の際には、地方自治体の道路や橋、小学校を初めとするあらゆる公共施設が使用されるおそれがあります。役場の職員も協力することになります。有事法制には、罰則規定があるので、国の命令に従わない国民は罰せられることもあり得ます。

そして、さらに法案の中身を示せということで、小泉首相はしきりに備えあれば憂いなしと言っていますが、有事法制が通れば、集団的自衛権の行使に道を開きかねないと心配です。日本は、核爆弾の被害に遭い、戦争で本当に大変な経験した国です。それなのに政府は、与党単独で有事法制を押し通そうとしています。法案の中身を、地方自治体や国民に示し、国民的な議論を起こしていくべきです。各自治体でも、法案の中身を吟味すれば、これは議論が必要だということになります。私は、この法案に反対を表明する都道府県知事が少ないことが残念です。高清水町町議会では、有事3法案の今国会での採択に反対する意見書が採択されたことは、大変望ましいことです。ここは議会も反対しとんですね。

そして、日本は平和憲法を持ち、戦争を永久に放棄した国です。この世界に冠たる憲法を最重要視し、国民が遵守していかなければならないと考えておりますと、こういうことを明確に言っておるんですね。

私は、この立場と同じであります。どうか皆さん方も、この勇気ある町長の発言、そういったことをひとつ勘案いただきましてご賛成くださいますよう心からお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本件について賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立少数であります。よって発議第2号については、賛成少数により否決されました。

続いて、追加日程4、発議第3号 健保本人3割負担及び高齢者患者負担引き上げに反対する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君）

発議第3号

健保本人3割負担及び高齢者患者負担

引き上げに反対する意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成14年6月21日提出

議会議員

里川 宜志子

西谷 剛周

山本 直子

野呂 民平

健保本人3割負担及び高齢者患者負担引き上げに反対する意見書

小泉内閣が進める医療制度改革案が審議されている。

ひとつは、サラリーマン本人が医療機関の窓口で支払う患者負担について、入院・外来ともに現行の2割から3割に引き上げることである。加入者の家族の入院の場合も2割から3割に引き上げられる。

さらに、現行では70歳以上となっている高齢者医療の対象を75歳以上とすることである。これによって70歳から74歳までの患者負担は、現行高齢者医療の1割負担から現役世代と同じ3割負担に引き上げられることになる。加えて75歳以上でも所得によって現役世代と同じ3割負担とする案や総医療費の抑制策も検討されている。

医療保険は、病気やケガの時に安心して必要な医療が受けられないという、いわば命綱ともいべきものである。9割以上の国民に3割負担を押し付けることは、命綱を断ち切り、国民医療を破壊するものといわなければならない。また、負担増は、国民の受診抑制を広げることとなる。受診抑制は病気の早期発見、早期治療を困難にし、病気の悪化、進行を招き、医療費が増加し、逆に社会的コストを引き上げるだけである。さらに、大幅な負担増を強いることは、個人消費をますます落ち込ませ、深刻な不況にある日本経済に大きな打撃を与えることになる。

政府は、高齢者の医療費が保険財政を逼迫していることを、負担増の理由としているが、保険財政逼迫の根本的理由は、この20年ほどの間に医療費に占める国庫負担の割合を大幅に減らしてきたことにある。老人医療費でいえば、1983年の老人保健法制定時の44.9%から33.9%（2001年度予算）に下がっている。このため老人医療費を支える各保険財政からの拠出金が膨らみ、健康保険財政の赤字の大きな要因と

なっている。

したがって、政府が検討中の負担増と給付減の計画を改め、減らし続けてきた国庫負担をもとに戻すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年6月21日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 本件については、討論を必要とする申し出がありますので、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。1番、森河議員。

○1番（森河昌之君） 健保本人3割負担及び高齢者患者負担引き上げに反対する意見書に反対する立場から意見を申し上げます。

今日、昭和36年スタートいたしました国民皆保険制度がかつてない深刻な事態に直面しております。その背景には、大きな社会構造の変化があります。その1つは、少子・高齢化という大きなうねりが今後とも進展していくことも、もう1つは、長期にわたる根の深い背景により、経済の低迷があると思います。加えて、日々の医療に対する意識の変化などにかかわり、医療を取り巻く環境は大きな変化をしてきております。

我が国が今日まで築き上げました国民皆保険体制を、将来にわたり安定的に維持運営するには、このような大きな変化に対応すべく、医療保険制度を根本的に見直すといった観点からの制度改革が必要であると思います。

今回の改正案では、自己負担をしてみると、3割負担となっており、軽い病気では3割負担となりますが、入院して手術を受ける等病気が重くなるほど負担割合は軽くなる仕組みとなっており、また高齢者も入れまして総合的に見てみますと、改正後の自己負担の割合がおよそ17～18%ぐらいになろうかと推測されます。

先ほど申し上げました観点から、将来にわたり、子や孫の世代を引き継いでいただくためには、今回の制度改革は一定の評価ができるものと思います。財政全体として厳しい状況にある中で、高齢化により医療に多くの費用がかかるものはやむを得ない事実であり、また新しい医療技術が開発されると、その分医療費がかさむことも事実であります。今まで以上に元気に長く生きることができ、長く社会で活躍できる社会をつくるためには、我々は応分の負担をしなければならないことも当然のことであると思います。

したがいまして、ただいま申し上げましたことから、私はこの意見書に反対をいたしたいと思います。議員の皆様方のご賛同をよろしく願います。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ただいま提出されております意見書に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。提案説明の中でかなり踏み込んだ内容となっておりますので、簡単にさせていただきたいと思います。

まず、ただいまこの意見書に対しましての反対討論も行われました。やはり改革が必要であるというふうな意見もありますが、この改革ということをお泉首相が言われたとき、三方一両損という言い方をされ、この三方とは、患者、保険者、医療機関という三者になっていて、国や製薬会社は損をしない、国や製薬会社には痛みは分けられないというようなシステムとなっていることをまず申し上げたいと思います。

それから、この医療保険につきましては、ただいま申し上げましたようなことから、4月23日に日本医師会が声明を上げております。この医療改悪法案成立に断固反対するという内容のものでございます。そして、これらを通じまして、岩手県、富山県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、高知県の7府県議会なども、反対する意見書を上げております。そしてまた、そのほかの市町村を含めまして、およそ600自治体からこういった意見書が上げられている。

これといたしますのは、私自身は、医療保険というものは、もともと病気という人生の困難なときに、収入も苦しくなって大変である。そんなときでも、だれでも安心してお医者さんにかかるようにするためにつくられたものであるというふうに考えています。そういうところから考えあわせても、こういった各意見書や、また声明などが出ているのは、当然のことであるのではないかと考えております。

以上をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本件について賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立少数であります。よって発議第3号については、賛成少数により否決されました。

続いて、追加日程5、発議第4号 道路整備に係る長期計画の策定とその財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 発議第4号につきまして提案させていただきます。

提案書を朗読いたします。

発議第4号

道路整備に係る長期計画の策定と

その財源確保に関する意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成14年6月21日提出

議会議員

中 川 靖 広

吉 川 勝 義

浅 井 正 八

意見書の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

道路整備に係る長期計画の策定とその財源確保に関する意見書

道路は豊かな生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であると共に、少子高齢化が進展しているなか、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、さらには深刻化する環境問題に対処し、改善を図るためにも、その整備は一層推進することが不可欠である。

斑鳩町は、法隆寺周辺の仏教建造物が世界遺産に登録されており、歴史、文化、自然に配慮した道路整備を推進することとしている。

しかしながら、本町の道路整備の状況は依然として低く、幹線道路の整備として都市計画道路の事業化を進めているところであります。そのため、国におかれては、地方の実状や地域の声を十分把握し、遅れている地方の道路整備を引続き着実に推進し、適切な道路管理が十分に果たせるよう新たな道路整備に係る長期計画を策定し、その財源を安定的に確保できる措置を講ずるとともに、地方の道路財源を一層充実強化されるよう強く要望する。

平成14年6月21日

奈良県斑鳩町議会

どうか皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本件につきましては、質疑討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって発議第4号については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程6、発議第5号 住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ただいま議題に上っております住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める決議につきまして、提案の説明をさせていただきます。

この件につきましては、議会運営委員会で一定の論議をし、今朝ほどの全員協議会で、松田議会運営委員長より皆様にご説明をさせていただいた経緯のとおりでございます。議会運営委員全員で提出をさせていただいておりますので、皆様のご理解をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、決議文を朗読をさせていただきます。

発議第5号

住民基本台帳ネットワークシステムの
施行の延期を求める決議について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成14年6月21日提出

議会議員

松 田 正
里 川 宜志子
中 川 靖 広
浅 井 正 八
木 田 守 彦
山 本 直 子

住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期を求める決議

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、平成11年

8月、住民基本台帳法の改正により成立し、本年8月5日から市町村が主な責任主体となって施行される予定になっている。

政府は住基ネットの導入に関する住民基本台帳法改正当時の国民への公約である附則の趣旨を遵守して、プライバシー侵害から国民を守るだけの十分な内容をもった個人情報保護法制が成立しない限り、住基ネットの施行を延期し、その上で全国の市町村の実情を調査し、実情を踏まえた、コスト面でもプライバシー保護面でも問題のない新たな制度を提案すべきである、との意見があることを熟慮し慎重に対応されるよう要望する。

以上決議する。

平成14年6月21日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって発議第5号については、満場一致をもって可決いたしました。本決議書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程7、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程8、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し

出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成14年第3回町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月3日に今議会を招集し、13議案を提出させていただき、また本日追加議案として、議案第30号(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結についてなど、終始ご熱心にご審議をいただき、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜りまして、心より深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、先般の山本議員の一般質問におきまして、いかるがパークウェイに係ります三室の1軒についての安全上の問題に対する私の答弁の中で、「現物は国土交通省のもの」という紛らわしい表現となりましたが、土地については国土交通省ということでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

それぞれの議案においてご審議いただいたご意見等、一般質問で賜りました議員皆様方の貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、私を初め職員ともども、より一層行政に反映するよう努力してまいりたいと考えております。

平成14年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、当初予算に計上いたしました目的に沿って鋭意取り組みを進めているところであります。いろいろと難しい課題もありますが、精一杯努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨も最中となり、ますます暑さが増してくる季節となりましたが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これをもって、平成14年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後0時21分 閉会）